

見守り
新鮮情報

クリーニング 受け渡し時には 必ず状態を 確認しましょう！

ジャンパーを**7カ月前に**
クリーニングに出した。

すぐに引き取ったが、でき上がりの**状態を確認せずに**クローゼットに**しまい、先月**

着ようとしたら、ジッパーの布地が引きつっていて着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「**6カ月も過ぎてから苦情**」を言われても、引き取った後の事故によるものがクリーニング時の処理の仕方の問題かどうか**分からぬ**と言われた。（70歳代）

よく確認しよう！



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



- クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒に確認しましょう。
- 「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの対処をする店舗もありますが、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。
- 「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数などが勘案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

*「クリーニング事故賠償基準」は、Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）、LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）のある店舗が使用しています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第476号（2024年2月20日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）
相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**
時間 10時～17時（土日祝も可 月曜定休）